

学校体育行政についての研究
—特に学習指導要領と通達の齟齬をめぐって—

岡田 猛 (鹿児島大学教育学部)

体育行政、学習指導要領、通達

1 はじめに

学校の教科体育において指導される内容については、文部省告示による学習指導要領によって示され、基準的拘束性をもつものとして実施に移されている。

ところで、学校現場でそれが実際に指導されるにあたっては、行政指導、地域や学校の実態、学習者の経験や発達段階、教師の教育観などの影響も受け、その結果、教育実践にある程度のバラエティが生ずる。

具体的な教育実践のあり方に対して、指導要領や上記諸要因が如何に順的・逆的に、潜在的・顕在的に機能しているか、またその際の影響諸要因のダイナミクスが如何にあるかということ、体育行政研究の対象となるであろう。

本研究ではそれらの諸要因の中から、学習指導要領と行政指導としての通達の2要因を取りあげ、特に近年の格技(柔道・剣道、以下同じ)指導のあり方をめぐる動きの分析を通して、それらの要因の間に生起する関係の問題性を析出する。

2 現行学習指導要領にみられる幾つの特徴

1981年度から実施に移された中学校学習指導要領の特徴については既に論じ尽くされた感がある。そのなかから次のような点を本研究に即した特徴としてあげることができる。

- ① 教科内容を基礎的・基本的事項に精選し、各運動領域の内容についても、各種目の技能的内容は省略し、運動種目のみを示した
- ② 種目選択の範囲を拡大した
- ③ 「体育に関する知識」を除いて、各領域に配当される授業時数の割合が削除された

以上はいずれも、学習者の側に人間的な豊かさや創造的能力の育成を期待したものであり、またそのことを保障するために指導者に対してはその創意工夫を要請したものと考えることができよう。

従来の学習指導要領が細部の拘束の度合いを強めてきており、そのことが指導者の創造的な授業研究を沈滞させてきた一因になっているとの指摘もあっただけに、以上に述べた特徴は肯定的に受けとめられてよいであろう。

3 「柔・剣道教育推進のための施策の拡充について」
1979. 4

文部省は現行学習指導要領への改訂の約2年後、柔・剣道の教育を推進するにあたっての内部資料として標記施策をまとめた。

本研究に関する主な内容は次のごとくである。

- ① 中学校における格技配分時間の達成目標を35%とする
- ② 上記モデルに基づく実践研究を行うため研究指定校を設置する
- ③ 柔・剣道の指導の手引を作成し配布する
- ④ 指導主事、新規採用にあたっては柔・剣道の能力を重視する

以下、上記内容の3ヶ年にわたる年次計画を示し、特に'79年度中に「各都道府県への指導をあらゆる機会を通じて徹底し、その実施について報告を求める。」として、強い姿勢を示している。

これらの内容がいかにか前記学習指導要領の内容に背馳しているかは明らかであろう。

4 「武道議員連盟—仮称—設立趣意書—青少年に柔剣道を奨励しよう—」 1978. 2

わずか2年ばかりの間このように整合性をもたない内容をもった施策を出させた背景にはどのような要因が介在していたのであろうか。種々の新聞は2百名近くの国会議員で設立された武道議員連盟の動きがあったことを報じている。

標記趣意書は中学校に於ける柔・剣道を積極的に奨励するとして

- ① 一般の体育の他に、柔・剣道を独立の正課とする
- ② 柔・剣道の教員を全国に配置する
- ③ 指導者養成のための国立大学に柔・剣道の課程を設置し、更に武道大学を設立する

の3点を目的としてかかっている。

設立目的にかかせる内容がドラスタックであるだけに、その趣旨を緩和して指導要領の歪曲とも思える解釈のもとに包摂させたのが前記'79年の施策であると考えられる。

5 結論

具体的な体育の学習指導は、さまざまな要因の影響のもとに展開されている。別けても学習指導要領と通達は教育行政指導において重要な位置を占める要因である。通常は、上位と下位の関係にあると考えられるこれらの2つの要因は、他の、例えば政治的要因の介在により、逆転する場合がある。

本研究では、近年の格技指導のあり方をめぐる学習指導要領、通達、政治的動きを分析することによってこのことを確認することができた。

国民に開かれた教育という観点からこれを見ると、検討すべき重要な内容を含んだ教育行政上の問題であるといえるであろう。